



2026年5月14日

各位

会社名 ENEOSホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 宮田 知秀
コード番号 5020 東証プライム・名証プレミア
問合せ先 インベスター・リレーションズ部 IRグループ マネージャー
於勢 孝
(電話番号 03-6257-7075)

自己株式取得に係る事項の決定および自己株式の消却に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得
および会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法156条の規定に基づき、自己株式を取得すること、および会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことにつき決議しましたので下記のとおりお知らせいたします。なお、具体的な消却の内容は、自己株式の取得が完了した後に、取締役会において改めて決議する予定です。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、株主への利益還元が経営上の重要課題であるとの認識のもと、第4次中期経営計画期間(2025-2027年度)においては、総還元性向50%以上(在庫影響除き当期利益を基準に算定)を株主還元方針の一つとしております。本方針に基づき、また資本効率のさらなる向上を図る観点から、自己株式取得を実施することといたしました。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 8千2百万株(上限)(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合3.04%) |
| (3) 取得価額の総額 | 500億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2026年5月21日~2026年9月30日 |
| (5) 取得方法 | 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付 |

3. 消却に係る事項(予定)の内容

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の数 | 上記2により取得した自己株式の全株式数 |

なお、消却予定日については、自己株式の取得が完了した後に、取締役会において改めて決議しお知らせする予定です。

(ご参考) 2026年5月14日時点での自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	2,699,410,600株
自己株式数	7,355,949株

以上